

○久喜市分譲マンション耐震診断助成金交付要綱

平成29年3月31日

告示第177号

改正 令和3年3月31日告示第245号

(趣旨)

第1条 この告示は、久喜市建築物耐震改修促進計画に基づき、既存建築物の耐震化の促進を図り、市民が安心して生活できる地震災害に強いまちづくりを推進するため、市内において分譲マンションの耐震診断を実施する者に対して、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 分譲マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建築物で、人の居住の用に供する専有部分（同条第3項に規定する専有部分をいう。）がある木造以外の共同住宅をいう。

(2) 管理組合 区分所有法第3条及び第65条に規定する管理を行うための団体（同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人を含む。）をいう。

(3) 総会 区分所有法第34条に規定する集会をいう。

(4) 耐震診断 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている一級建築士事務所に所属している同法第2条第1項に規定する一級建築士が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断について、同法第4条第1項の基本方針及び次に掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指針等に基づいて行うもので、当該評価が適正であるかどうかについて既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震診断の結果等に関する評価・判定等を行う委員会（以下「耐震判定委員会」という。）の判定を受けたものをいう。

ア 鉄骨造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」

イ 鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」

ウ 鉄骨鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」

エ 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」

(助成対象建築物)

第3条 助成の対象となる建築物は、市内に存する昭和56年5月31日以前の建築確認を受けて建築された建築物で、明らかな建築基準法（昭和25年法律第201号）の違反がないものであり、次に掲げるものとする。

(1) 地階を除く階数が3階以上であり、延べ面積が1,000平方メートル以上である耐火建築物又は準耐火建築物であること。

- (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供していること。
- (3) 管理組合の総会で、この助成金の交付申請の実施に係る決議がなされていること。
- (4) 過去にこの告示に規定する助成金の交付を受けていないこと。
- (5) 建築基準法第12条第1項に規定する建築物である場合は、同法に基づく報告を行っていること。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、対象建築物の管理組合とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、耐震診断に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)又は住戸の戸数に5万円を乗じた額のいずれか低い額とし、100万円を限度とする。なお、耐震診断に要した費用のうち、消費税額の扱いについては、「住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について」(平成17年9月1日付け国住総発第37号住宅局長通知)により示された方法により行う。

2 助成金の交付は、対象建築物1棟につき1回限りとする。ただし、エキスパンジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法で区分されている建築物は、区分された各部分が第3条の要件に該当する場合、当該各部分をそれぞれ1棟として助成金を交付するものとする。

3 耐震診断に要する費用は、国交付要綱附属第Ⅲ編第1章イー16—(12)—①の2の三及びロー16—(12)に定める費用を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震診断を実施(契約を締結することを含む。)する前に、分譲マンション耐震診断助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図、配置図及び平面図
- (2) 現況写真
- (3) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供していることが確認できる資料
- (4) 耐震診断費用の見積書の写し
- (5) 建築物の所有者及び建築年次を証明する資料
- (6) 管理組合の代表者名が確認できる書類
- (7) 管理組合の総会で、この助成金の交付申請の実施に係る決議がなされていることが確認できる書類の写し
- (8) 耐震診断を行う建築士の免許証（建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第2項の一級建築士免許証及び二級建築士免許証をいう。第9条において同じ。）又は免許証明書（同法第10条の19第1項の規定により読み替えて適用する同法第5条第2項の一級建築士免許証明書並びに同法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用する同法第5条第2項の二級建築士免許証明書をいう。第9条において同じ。）の写し及び耐震診断を行う建築士が建築事務所に所属していることを証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類
(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容がこの告示に適合しているかを審査し、助成金交付の可否を決定し、分譲マンション耐震診断助成金交付可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、当該決定を受けた後、速やかに耐震診断を実施するものとする。

（耐震診断の変更又は取止め）

第8条 助成対象者が耐震診断の内容等を変更しようとするときは、分譲マンション耐震診断内容変更承認申請書（様式第3号）に、当該変更に係る書類を添

付して市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の変更の内容が適正であるか審査し、その結果を、分譲マンション耐震診断内容変更承認・不承認通知書（様式第4号）により助成対象者に通知するものとする。
- 3 助成対象者がやむを得ない事情により耐震診断を取り止めたときは、速やかに分譲マンション耐震診断取止め届出書（様式第5号）を市長に届け出るものとする。

（耐震診断の完了報告）

第9条 助成対象者は、耐震診断の完了後、速やかに分譲マンション耐震診断完了報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 耐震診断書の写し
 - (2) 耐震診断に係る契約書の写し
 - (3) 耐震診断に要した費用の領収書の写し
 - (4) 耐震診断を行った建築士の免許証又は免許証明書の写し
 - (5) 耐震判定委員会による判定が記載された書類の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の報告書は、助成金の交付決定を受けた年度の1月末日までに提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（助成金の額の確定通知）

第10条 規則第14条の規定による助成金の額の確定通知は、分譲マンション耐震診断助成金額確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（助成金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた助成対象者は、速やかに分譲マンション耐震診断助成金交付請求書（様式第8号）により、市長に助成金の交付を請

求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、助成対象者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の取消し等)

第12条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、分譲マンション耐震診断助成金交付決定取消通知書(様式第9号)を助成対象者に通知し、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めた事由が生じたとき。

2 市長は、助成金の交付を受けた者が前項各号のいずれかに該当した場合には、分譲マンション耐震診断助成金返還命令書(様式第10号)を助成金の交付を受けた者に通知し、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

(調査等に対する協力)

第13条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付に関して市長が行う調査、報告の要求等に対し協力しなければならない。

(書類の整備等)

第14条 助成金の交付を受けた者は、助成対象となった耐震診断に係る関係書類を整備し、当該耐震診断の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算して、5年間保管しなければならない。

(耐震診断結果に基づく耐震改修等)

第15条 耐震診断の結果、地震に対して安全ではないと認められるときは、助成金の交付を受けた者は、耐震改修等に努めるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定された助成金については、第12条から第15条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和3年3月31日告示第245号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。